

いわて体験交流施設指定管理者選定委員会 設置要綱

(設置)

第1 岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）第2条第2項の規定に基づき、いわて体験交流施設の管理について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者の選定に関し必要な事項を審議することを目的として、いわて体験交流施設指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の選定基準策定に関する事項
- (2) 募集要領の策定に関する事項
- (3) 審査基準の策定に関する事項
- (4) 指定管理者の候補者の選定に関する事項
- (5) その他指定管理者の選定に関し必要と認められる事項

(組織)

第3 委員会は委員4名以内をもって組織する。

(委員長等)

第4 委員会に委員長を置く。

(委員の任期)

第5 委員の任期は、第2に規定する審議が終了するまでの間とする。

(庶務)

第6 委員会に関する庶務は、ふるさと振興部県北・沿岸振興室において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。